

# 栃木県フロンティア企業認証・支援実施要綱

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、とちぎの技術ブランドであるフロンティア企業の認証・支援に関し必要な事項を定めることにより、県内企業の技術力及び競争力の強化による産業活性化を促進するとともに、県内企業が持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）の達成に向けた社会・経済・環境の様々な課題の解決に取り組むことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、フロンティア企業とは、SDGsの達成に資する取組や独自性を有する高度な技術や製品を保有するとともに、他の模範となる環境・社会活動を実践し、県内産業振興への貢献が認められる企業として知事が認証したものをいう。

## 第2章 認証等

(審査委員会)

第3条 フロンティア企業の認証に関する審査を行うために、学識経験者等からなる審査委員会を設置する。

(申請)

第4条 認証を受けようとする者は、別に定める募集期間内に知事に申請書(様式1)を提出するものとする。

2 前項の申請をする者は、次のすべてを満たす者とする。

- (1) 栃木県内に主たる事業所を有する中小企業又は本店を置く大企業
- (2) 製造業若しくはソフトウェア業を営む者
- (3) 申請に係る技術・製品の製造、販売、使用に当たり、必要となる法令等を遵守していること

(認証)

第5条 知事は、審査委員会の意見に基づき、当該申請内容が適当と認めるときは、フロンティア企業として認証し、認証を受けた者に通知するとともに、その旨を公表する。

(有効期限)

第6条 前条の認証は、認証を受けた日から3年を経過する日以内に知事が別に定める日をもって、その効力を失う。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要と認めるときは、認証の有効期限を延長することができる。

(変更の届出)

第7条 認証を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書(様式2)により、速やかに知事に届け出るものとする。

- (1) 名称、代表者又は所在地を変更したとき
- (2) 事業活動を中止又は廃止したとき
- (3) その他申請書記載事項に変更が生じたとき

(認証の取消)

第8条 知事は、認証を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、認証を取り消すことができる。

- (1) 認証要件に適合しなくなったとき
- (2) 事業活動を中止又は廃止したとき
- (3) 不正な手段により認証を受けたとき
- (4) 本制度への信頼を損なう行為があったとき

2 知事は、前項の認証の取消を行ったときは、認証を取り消された者にその旨を通知するとともに、速やかに公表する。

(脱炭素に資する技術・製品に係る認定)

第9条 認証を受けようとする者で、脱炭素に資する技術を有する者又は製品を生産する者は当該技術・製品について認定を受けることができる。なお、脱炭素に資する技術・製品の認定は第5条に準じるものとする。

### 第3章 認証を受けた者の責務及び県の支援措置

(認証を受けた者の責務)

第10条 認証を受けた者は、SDGsの達成に向けて、認証された技術・製品の継続的な改善に取り組むとともに、環境負荷への配慮及び地域社会への貢献等に努め、法令を遵守しなければならない。

(県の支援措置)

第11条 知事は、認証を受けた者に対し、次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 栃木県産業技術センターが行う機器開放に係る使用料及び依頼試験に係る手数料の減免
- (2) 栃木県産業技術センターが行う技術デリバリー事業の負担金の減免
- (3) 新技術・新製品の研究開発に対する助成
- (4) 制度融資(新事業開拓支援資金)の実施
- (5) 県ホームページ等によるPR
- (6) 大学等で開催する企業説明会等への参加機会の提供
- (7) 展示会への出展機会の提供等による販路開拓

### 第4章 雑則

(庶務)

第12条 この要綱に関する事務は、栃木県産業労働観光部工業振興課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成20年3月21日から施行する。
- 2 この要綱の制定に伴い、フロンティア企業認証・支援事業実施要綱(平成15年制定)は平成20年3月31日限り廃止する。
- 3 廃止前のフロンティア企業認証・支援事業実施要綱第3条に基づくフロンティア企業の認証は、平成20年3月31日をもってその効力を失う。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成23年3月28日から施行する。
- 2 改正前の栃木県フロンティア企業認証・支援実施要綱第6条の規定により定められた認証の有効期限については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成20年度、平成21年度及び平成22年度に認証を受けた者の第6条の規定の適用については、この規定中「3年度目の末日」とあるのは、それぞれ「平成23年5月31日」、「平成24年5月31日」及び「平成25年5月31日」とする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成27年2月18日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成30年2月20日から施行する。

#### 附 則

1 この要綱は、令和 3 (2021)年 2 月 19日から施行する。

**附 則**

1 この要綱は、令和 5 (2023)年 3 月 28 日から施行する。

**附 則**

1 この要綱は、令和 7 (2025)年 3 月 31 日から施行する。